【特定口座年間取引報告書】の記載内容について

【お客様の特定口座登録情報】

A 勘定の種類

1 保 管 特定保管勘定(現物取引)
2 信 用 特定信用勘定(信用取引)
3 配当等 配当等勘定
※利用されている勘定を○で囲っています。

B 源泉徴収の選択

1 有 所得税や住民税を源泉徴収しますので確定申告の必要はありません。
2 無 源泉徴収を行いませんのでお客様ご自身で確定申告の必要があります。
※選択されている方を○で囲っています。

【譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等】

C 譲渡の対価の額(収入金額)

当年の譲渡約定金額(単価×数量)を記載します。
※手数料等は含んでいません。
※MRFのスイープ金額も含まれます。

D 取得費及び譲渡に要した費用の額等

特定取得価額(特定取得単価×数量)に譲渡時の手数料等を合算したものを記載します。
※MRFのスイープ金額も含まれます。

E 差引金額(譲渡所得等の金額)

当年の譲渡による差引金額(Ⓒ−Ⓓ)を記載します。
※損失の場合は「−」が表示されます。

F 源泉徴収税額(所得税・住民税)

源泉徴収の選択で「1 有」を選択されたお客様のみ、譲渡益にかかる所得税、住民税を記載します。
※所得税には復興税を含んでいます。

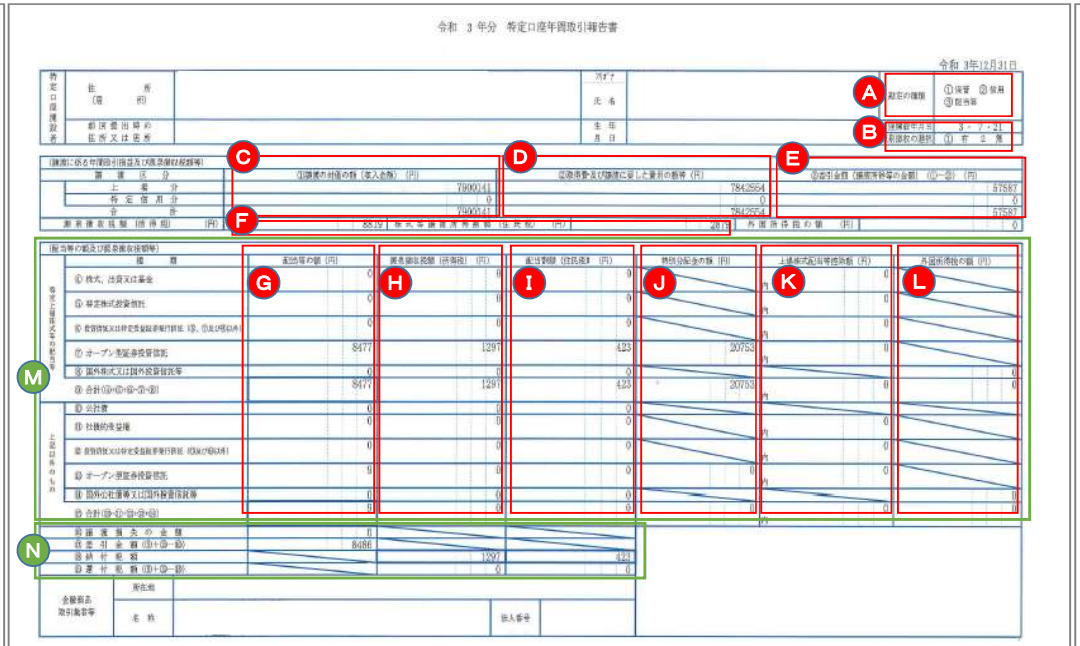

【配当等の額及び源泉徴収税額等】

G 配当等の額

源泉徴収の選択で「1 有」を選択されたお客様のみ、配当金、分配金および利金(利抜き)を記載します。

H 源泉徴収税額(所得税)

配当金等に係る所得税(復興税含む)を記載します。

I 配当割額(住民税)

配当金等に係る住民税を記載します。

J 特別分配金の額

払戻しの額(非課税)を記載します。

K 上場株式配当等控除額

二重課税調整措置による株式配当控除額および控除所得税相当額を記載します。

L 外国所得税の額

配当等の額から海外徴収された源泉税がある場合に記載します。

※配当等の額及び源泉徴収税額等の詳細については以下、M N をご参照ください。

【配当等の額及び源泉徴収税額等】 勘定の種類の「3 配当」と源泉徴収の選択「1 有」を選択されたお客様で特定口座へ受入れた配当等がある場合、以下のとおり記載します。

M 配当等の額

④〜⑧ 国内上場株式等の配当金等、上場投資信託・株式投資信託等の分配金等、外国株式の配当金等、外国株式投資信託の分配金等
⑩〜⑭ 国内債券の利子等、国内公社債投資信託の分配金等、外国債券の利子等、外国公社債投資信託の分配金等
※「配当等の額」には配当金等の合計金額を記載します。「源泉徴収税額(所得税)」及び「配当割額(住民税)」には配当等の受取時に源泉徴収された税額の合計金額を記載します。「特別分配金の額」には、信託財産の元本の払戻しに相当する非課税である特別分配金の合計金額を記載します。「外国所得税の額」には、海外で徴収された源泉税がある場合にその合計金額を記載します。

N 譲渡損失の金額と納付税額、還付税額

⑯ 譲渡損失の金額・・・・・・・・・譲渡に係る年間取引金額の③差引金額(譲渡所得等の金額)が損失(−)の場合に記載します。※譲渡益の場合は「0(ゼロ)」と記載します。
⑰ 差引金額(⑨＋⑮−⑯)・・・配当等の合計金額から譲渡損失額を差引き、損益通算後の課税所得を記載します。 ※「0(ゼロ)」以下となった場合は「0」と記載します。
⑱ 納付税額・・・・・・・・・・・・・・・損益通算後の課税所得に対する源泉徴収税額(所得税)および配当割額(住民税)を記載します。
⑲ 還付税額(⑨＋⑮−⑱)・・・損益通算の結果、還付された配当等の源泉徴収税額(所得税)および配当割額(住民税)を記載します。

【配当等の交付状況】

勘定の種類の「3 配当」と源泉徴収の選択の「1 有」を選択されたお客様の特定口座で受入れた配当等の明細を記載しています。特定口座での配当等の受入れを選択されていない方は「配当等の交付状況」は作成されません。
別途、「上場株式配当等の支払通知書」が作成されます。

O 配当等の額(特別分配金の額)

投信信託の分配金で特別分配金が発生した場合は普通分配金と別々に記載し、銘柄名の欄に「(特別分配金)」と記載します。

P 源泉徴収税額(所得税)・配当割額(住民税)

配当等の受取時に徴収された税額を記載します。特別分配金は非課税となり課税されません。

【ご留意事項】

○ 投資信託の特別分配金は損益通算の対象外となります。
○ 一般口座や他の金融機関等で発生した譲渡損益等を通算する場合は確定申告が必要です。
○ 2013年から2037年までの期間において、所得税額に復興特別所得税の2.1%を乗じた額が加算されます。
○ 特定口座に受入れた配当等を確定申告する場合や、「特定口座(源泉徴収有り)」の譲渡損失について申告する場合は、当年の特定口座に受入れた配当等の全額を申告する必要があります。

Q 上場株式配当等控除額

二重課税調整措置により、上段に上場株式配当等控除額、下段に控除所得税相当額を記載します。

R 外国所得税の控除

配当等の額から海外徴収された源泉税がある場合に記載します。

S 交付年月日 [支払確定日又は支払年月日]

配当等の支払日(受渡日)を記載します。

T 摘 要

種類が「オープン型証券投資信託」で、資産運用割合の「外貨建資産割合」「非株式割合」のいずれかが50%超の場合、各々の運用割合を記載します。